

平成 30 年第 12 回総会

山武市農業委員会会議録

平成 30 年 12 月 5 日 開会

平成 30 年 12 月 5 日 閉会

平成30年第12回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年12月5日(水)午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之
議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 平成30年度第9次農用地利用集積計画の決定について
- (5) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
- (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (7) 青年等就農計画認定申請に関する意見について
- (8) 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積設定について
- (9) 農業委員会選出役職員について

出席委員(15名)

雲 地 康 夫	鈴 木 和 子
美濃輪 恵 一	今 関 孝 之
林 善 和	井 野 敬 一
小 川 善 郎	中 村 順 子
鈴 木 俊 幸	三 橋 敏 子
篠 原 元	佐 藤 裕 子
藤 田 雅 之	川 島 芳 典
齊 田 龍 一	

欠席委員(1名)

門 澤 宏 明

出席農地利用最適化推進委員(20名)

市 原 一 男	菊 池 重 壽
八 角 和 昭	齊 藤 道 良
高 橋 憲 一	伊 藤 彰 朗

河野仁男
佐瀬一之
山下一晃
堀越努
金杉昌己
古谷昌己
齊藤茂

今関良知
小川敏
遠藤幹夫
加瀬晃一
伊藤通夫
中藤彦郎
鈴木木章重

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員

事務局長 齊藤忠志
副主幹 石橋京子
主査補 古谷浩一
主査補 菅谷昌秀

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから平成 30 年第 12 回農業委員会総会
を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。

今関会長、よろしく願いいたします。

会長 本日も、お忙しい中、総会、どうもご苦勞さまでございま
す。また、今表彰されました 4 人の方、まことにおめでとう
ございます。これからも農業行政にご尽力を賜ればと存じま
す。

また、先日は青葉の森の研修と、産業まつりのほうにもご
参加いただきまして、まことにありがとうございました。聞
くところによりますと、産業まつりのほうも盛況だという話
が来ております。

今日は今年最後の総会でございますので、慎重審議のほど
をお願いしまして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議事録署名人の指名について

日程第 3 報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知、
利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解
約通知について

◎議案説明

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見
について

日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見
について

日程第 7 議案第 4 号 平成 30 年度第 9 次農用地利用集積計画の決定に
ついて

日程第 8 議案第 5 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第 9 議案第 6 号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第 10 議案第 7 号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

日程第 11 議案第 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積設定について

日程第 12 議案第 9 号 農業委員会選出役職員について

平成 30 年 12 月 5 日 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

事務局長

日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となるとされておりますので、以後の会議の進行は、今関会長にお願いいたします。

議長

これより平成 30 年第 12 回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は 15 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。欠席委員は 3 番門澤宏明委員です。

日程第 1、会期の決定の件並びに日程第 2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日 1 日限りとし、議事録署名人については、議席番号 6 番林善和委員、議席番号 7 番井野敬一委員の両委員を指名します。

日程第 3、報告、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知、利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解約通知について事務局からの報告を求めます。

事務局長

それでは、総会資料の 4 ページから 6 ページをご覧くださいと存じます。通知があった件数は 6 件でございます。

内訳でございますが、利用権によるものが 3 件、農地法第 3 条の使用貸借によるものが 2 件、賃貸借によるものが 1 件

でございます、それぞれ合意解約されたものでございます。
報告は以上でございます。

議長 事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。事務局から申請概要についての説明を求めます。

事務局 議案第1号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
議案第1号の1番について、地区担当推進委員の伊藤彰朗委員からの説明を求めます。

伊藤(彰)推進委員 申請地区担当推進委員の伊藤です。議案第1号の1について説明します。

この申請は、売買による所有権の移転です。申請の理由は、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業経営縮小のためとなっています。これは少し前に出た案件の続きものでありまして、最終的には譲渡人のほうは農業経営を廃止するということでしたので、また出るかもしれないという話はしていました。多分前回と続きの場所なので、特に問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号 15 番藤田雅之委員からの補足説明等を求めます。

藤田委員

議席番号 15 番の藤田です。
ただいま説明のとおりでございまして、譲受人に対しては問題ございません。譲受人については規模拡大、最近随分規模を大きくしているそうです。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく審議のほど申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第 1 号の 1 番について採決します。議案第 1 号の 1 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 1 番については許可することに決定します。
次の議案第 1 号の 2 番及び 3 番については、譲受人が同一人の案件ですので、一括して地区担当推進委員の河野仁男委員からの説明を求めます。

河野推進委員

地区担当推進委員の河野です。
議長、2、3、4まで一緒にしていいですか。

議長

譲受人が違うもので。

河野推進委員　　これは親子なんですよね。2番の譲渡人と4番の譲渡人は親子だから、できれば一括で、2、3、4を。

議長　　4番の件は今関良知委員の案件なんですけど、今関良知委員がよければ。

今関（良）推進委員　よろしいですよ。

議長　　よろしいですか。河野さんが4番まで説明できれば4番まで。説明をお願いします。

河野推進委員　　わかりました。
2番は売買による所有権移転です。3番は贈与による所有権移転です。4番は売買による所有権移転で、譲渡人は2番の譲渡人の母親です。2番と3番ですが譲受人の自作地の隣にある土地を耕作に便利のため、売買と贈与により所有権移転するものです。また、4番については、3番で耕作に不便な土地を手放し、自作地に近い土地を贈与により所有権移転するものです。

別に何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長　　地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号17番齊田龍一委員からの2番から4番までの補足説明をお願いします。

齊田委員　　議席番号17番、齊田です。
補足することは特にございませぬ。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく審議のほどお願いします。

議長　　地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませぬか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の2番、3番及び4番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の2番、3番及び4番については許可することに決定いたします。

議案第1号の5番について、地区担当推進委員の中山彦郎委員からの説明を求めます。

中山推進委員

当該地区担当推進委員の中山です。5番の件について説明申し上げます。

この申請は、売買による所有権移転でございまして、譲受人においては自宅に隣接するということございまして、また、譲渡人については農業経営の縮小ということございしますが、既に譲受人においては今回の土地において水稻の育苗ハウスですか、これを借りて、長年利用してございます。譲渡人においては昨年相続によって受けたということございまして、特に農業経営を続けていくというような意思があまりございませんでしたので、かえって今回の所有権移転によりまして水稻の育苗ハウスでこれから継続して利用していただけるということで、よろしいのではないかと判断しております。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番美濃輪恵一委員からの補足説明等を求めます。

美濃輪委員

議席番号4番の美濃輪です。

ただいま推進委員の中山さんのほうからの説明どおりでございまして、私のほうからあえてつけ加えることはございません。地元のほうとしても問題がないものと思われま

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第1号の5番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の5番については許可することに決定します。
議案第1号の6番について、地区担当推進委員の伊藤通夫委員からの説明を求めます。

伊藤(通)推進委員 申請地区担当推進委員の伊藤です。議案第1号、番号6について説明します。

この申請は、売買による所有権移転です。申請の理由は、譲受人においては農業経営の拡大、譲渡人にとっては経営の縮小をそれぞれ希望するものです。譲受人は2年ほど前に同地区の畑を取得しておりまして、建築業の仕事が減らし、今はネギの栽培をして農業をしています。今回の申請地は所有する畑に近く、耕作上便利なため、取得になったということでございます。

先日、川島農業委員と申請関係者同行にて現地確認をいたしました。農地は機械によって水はけの整備と管理のほうを十分されておりまして、何ら問題はないと思われまます。

以上、説明を終わります。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号16番川島芳典

委員からの補足説明等を求めます。

川島委員

議席番号 16 番の川島です。

特に補足説明のほうはございません。ただいま伊藤（通）推進委員から詳しい説明があったとおりでございます。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 1 号の 6 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 6 番については許可することに決定します。

次の議案第 1 号の 7 番及び 8 番については、譲受人が同一人の案件ですので、一括して地区担当推進委員の市原一男委員からの説明を求めます。

市原推進委員

申請地区担当推進委員の市原です。議案第 1 号の 7 番、8 番について説明します。

この申請は、売買による所有権移転です。申請の理由は、譲受人においては規模拡大を、譲渡人にとっては経営廃止をそれぞれ希望するものです。譲受人は取得した農地で水稻を作付する予定です。また、譲受人は以前からこの農地を耕作しており、隣接してやっていたので、話が決まったそうです。
以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号7番井野敬一委員からの補足説明等を求めます。

井野委員

議席番号7番の井野でございます。

ただいま推進委員の申したとおりでありまして、特段補足説明することはありません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の7番及び8番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の7番及び8番については許可することに決定します。

議案第1号の9番について、地区担当推進委員の市原一男委員からの説明を求めます。

市原推進委員

申請地区担当推進委員の市原です。議案第1号の9番について説明します。

この申請は、贈与による所有権の移転です。申請の理由は、譲受人においては規模拡大、譲渡人においては廃止ということで、この贈与に関しては親子関係であります。したがって、問題はないと思います。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号7番井野敬一委

員からの補足説明等を求めます。

井野委員

議席番号7番の井野です。

ただいま推進委員の申したとおりでありまして、親子間の贈与でありまして、何ら問題ございません。また、補足説明をする必要もございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の9番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の9番については許可することに決定いたします。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の伊藤彰朗委員からの説明を求めます。

伊藤（彰）推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。議案第2号の1番について説明します。

現在の施設につきましてはもう老朽化してひどいことになっていて、非常に狭いところでやっておられまして、かなりの規模をやられている方で、現状のところにつくり直すのではなくて、新しくつくらないと管理が厳しいということだったので、今回申請になったものでございます。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の鈴木俊幸委員からの報告を求めます。

鈴木（俊）委員 議席番号11番、鈴木です。

ただいま伊藤（彰）委員から話があったとおりなんですけど、本件は大規模経営農家で一生懸命やっております。見たところは問題ないと思います。本件はライスセンター及び農業資材置場の建設でございます。ライスセンターは農業施設ですが、農業資材置場は当該農業施設に必要な不可欠でありまして、一体的に整備されるため、全体を農業用施設の設置と許可できるところでございます。

よって、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第2号イに該当するため、許可相当と思われます。

以上でございます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号の1番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の1番については許可相当として意見を付することに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議題に関しては一部一括審議とします。

議案第3号の1番、2番及び3番については、同一の事業ですので、一括して事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号1番、2番及び3番について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の金杉努委員からの説明を求めます。

金杉推進委員 担当推進委員の金杉です。ただいまの議案第3号の1、2、3について説明します。

この場所は、以前コンビニのあったところです。そして、今度入ってきますドラッグストアさんのほうでさらなる集客力を見込むため、用地の拡大をとということで、譲渡人の3名の方の土地を合わせますと1,355㎡になると思いますが、その土地を含めての案件であります。今日午前中に3名の地主さんのほうに行って、お話は伺いました。内容的には申請理由にあるようなことを伺っておりますので、地元としては何の問題もないと判断させていただきます。

私のほうの説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の三橋敏子委員からの報告を求めます。

三橋委員

議席番号 12 番、三橋でございます。

これは店舗及び駐車場の賃貸借権にかかわる申請でございます。先ほど現地のほうに行っていました。金杉推進委員さんのご説明がありましたように、問題はないものと思います。また、事業全体面積に占める第 1 種農地の割合が 3 分の 1 を超えず、また、当該農地を利用する必要性が認められることから、農地法第 5 条第 2 項、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号二及び農地法施行規則第 54 条に該当するため、許可相当と思われま。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 3 号の 1 番、2 番及び 3 番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 3 号の 1 番、2 番及び 3 番については許可相当として意見を付することに決定します。

次に、議案第 3 号の 4 番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第 3 号の 4 番について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。地区担当推進委員の佐瀬一之委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地区担当推進委員の佐瀬です。議案第3号の4番について説明いたします。

譲受人は、現在宅地の進入路が、幅が2mぐらいあるわけですが、今までは隣接の方も問題なく通行していたわけですが、最近隣接の所有者がかわって、塀をつくるとかいろんなトラブルがあったようで、2mではちょっと狭過ぎるということに気づいて、自宅のすぐ隣の譲渡人に協力していただいて、新しく進入路、駐車場をつくるということになったようです。畑は田を埋めたところで、今、果樹が植えてありますが、申請地はそこごく一部であり、周辺の農地に与える影響も少なく、問題はないと思われま

す。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の鈴木俊幸委員からの報告を求めます。

鈴木（俊）委員 議席番号11番、鈴木です。

先ほど現地を見てまいりました。ただいま佐瀬推進委員から話があったように、入り口がもうなくなっちゃうということで、その代替性の検討、また、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われま

すが、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われま

す。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第3号の4番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第3号の4番については許可相当として意見を付することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、平成30年度第9次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、所有権移転個人明細番号の1番及び3番から6番、並びに利用権設定個人明細番号の1番から20番について採決します。所有権移転個人明細番号の1番及び3番から6番、並びに利用権設定個人明細番号の1番から20番について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。所有権移転個人明細番号の1番及び3番から6番、並びに利用権設定個人明細番号の1番から20番については原案のとおり承認することに決定します。

次に所有権移転個人明細番号の2番を採決しますが、この

案件は議席番号 11 番鈴木俊幸委員に関連のある案件です。
農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、鈴木俊幸委員の退室を求めます。

(鈴木俊幸委員退室)

議長 それでは、所有権移転個人明細番号の 2 番について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。所有権移転個人明細番号の 2 番については原案のとおり承認することに決定します。
鈴木俊幸委員の入室を許します。

(鈴木俊幸委員入室)

◎議案第 5 号

議長 日程第 8、議案第 5 号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、利用配分計画個人別明細番号の1番、2番及び4番から7番について採決します。利用配分計画個人別明細番号の1番、2番及び4番から7番について、原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。利用配分計画個人別明細番号の1番、2番及び4番から7番について、原案のとおり意見を付することに決定します。

次に利用配分計画個人別明細番号の3番を採決しますが、この案件は議席番号4番美濃輪恵一委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、美濃輪恵一委員の退室を求めます。

(美濃輪恵一委員退室)

議長

それでは、利用配分計画個人別明細番号の3番について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。利用配分計画個人別明細番号の3番については原案のとおり承認することに決定します。

美濃輪恵一委員の入室を許します。

(美濃輪恵一委員入室)

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

議案第6号の1番について、地区担当推進委員の伊藤通夫委員からの説明を求めます。

伊藤（通）推進委員 地区担当推進委員の伊藤でございます。

番号1の認定申請者は、両親と夫婦の4名で、水稻のほか、施設園芸という形でトマトを主体とした経営を行っているそうです。水稻については農地の借り入れによる規模拡大を、施設園芸についてはシルバー人材の活用による作業の効率化を図る計画をされています。

以上です。

議長 次に議案第6号の2番について、地区担当推進委員の齊藤道良委員からの説明を求めます。

齊藤（道）推進委員 地区担当推進委員の齊藤です。

申請者は東金に住んでいるんですけども、畑は100aやっています、上横地に80a、東金に20aということで、上横地のほうが多いです。今議案にも出ましたけれども、57ページですか、利用権設定で畑12,808㎡あります。現在東金で認定は受けているようです。これからは東金は効率が悪いためにやめたい、全部山武市に移るという話でした。そういうことから、県のほうからは、山武市から認定を受けなさいという指導があったということでもあります。夫婦でネギを耕作しているということで、効率化を図るためにこれからは全部山武市ということなんです。今度草深のところへ拡大するんですけど、そういうことで規模拡大をするために機械も導入するということでもあります。別に問題はないと思います。

議長 次に議案第6号の3番について、地区担当推進委員の齊藤茂委員からの説明を求めます。

齊藤（茂）推進委員 地区担当推進委員の齊藤です。番号3について説明いたします。

この方は水稻とたばこを主に農業経営を行っておりまして、両親と3人で経営を行っております。ただ、たばこの定植時とか収穫時には数名のパートさんを入れて作業をこなしてお

ります。ここの表に書いてあります、面積的には増減がないわけなんですけれども、中身を濃くした経営を行っていくということで話を聞いてまいりました。

以上です。よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第6号の1番から3番について採決します。議案第6号の1番から3番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第6号の1番から3番については原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題とします。事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第7号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
議案第7号の1番について、地区担当推進委員の佐瀬一之委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地区担当推進委員の佐瀬です。
1番の申請地なんですけれども、この方は先月、新規就農者として3条の許可を受けた方です。さんぶ野菜ネットワークの農家で研修を受けて、計画どおり夫婦2人で有機栽培で

来年1月から経営を開始する予定です。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長 事務局及び地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第7号の1番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第7号の1番については原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。

◎議案第8号

議長 日程第11、議案第8号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積設定についてを議題とします。事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第8号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
中村委員。

中村委員 新規就農の場合は、500㎡からに変わるということなんですか。農地を買えるとか借りられるとか。

事務局 原則として、今現在の3条のルールとしては許可時点において5反歩なければだめということは変わりません。新規就

農、既就農にかかわらず、農振白地、農振じゃないところのもの、これについては5反歩じゃなくて500㎡で許可をしましょうというのが今回の81ページに書いてある内容です。ただし、新規就農者についての配慮という点で、今回の公示ではなくて、現在ある法律の運用をもう少し柔軟にしましょうというところで新規就農者への配慮をするということです。

つまり、新規就農という点において、今回の公示は関係ないんですけども、例えばイチゴ屋さんなどは新規でやろうとした場合に5反歩も要らないという方が結構多いわけです。2反歩3反歩で十分生計が立つということなんですけれども、現在の法律では5反歩なければだめということ厳格に解釈して、例えば3反歩しかイチゴをつくっていないのに、残りの2反歩は草刈りをして保全管理をするというような感じで、とりあえず5反歩求めさせて、2反歩遊ばせておいて、3反歩だけイチゴをつくっているというケースもあったかと思えます。それは5反歩要件を満たしてくれということ強く要求した結果なんですけど、今後については、今ある法令の中で集約的に行えることについては5反歩要件を無視していいということがあるんです。今後は、そういったイチゴ農家等、集約的に栽培するケースについては、その条文を柔軟に適用して、5反歩なくてもそういったケースを認めていきましょうというところを、今回の公示とは別に運用でやりましょうということです。

今回については、この公示は例えば農振白地で荒れているところの耕作放棄地の解消という点が重点になってきます。では、新規就農者はどうするんだという話になったときに、集約的な経営をするんだったら5反歩なくても許可を出しましょうという現在の法律を柔軟に運用しましょうということです。ですから、これは主に耕作放棄地を解消するという意味での公示で、新規就農者に対して優しくするという意味では、現在ある法律を柔軟に運用して、山武市ならイチゴ栽培になるんでしょうけれども、条文としては草花等の栽培で集約的な経営となっているんですけど、これに該当すれば5反歩なくても許可を出しましょうということ現在うたっておりますので、今回下限面積の公示で新規就農と耕作放棄地両輪でやりましょうという提案でございます。

説明は以上です。

議長 ほか何かございませんか。

雲地委員 1番の雲地ですけど、今、農振の農地と、さっき説明した白地、その割合的には山武市でどのくらいなんですか。農振の入っているところと入っていないところ。

事務局 具体的な数値は把握はしておりませんが、山武市の農地約6,200ha、一団の大部分が農振農用地の指定を受けておりますので、青地の割合がかなり高いと思います。

議長 よろしいですか。ほかに。齊藤さん。

齊藤（道）推進委員 今の説明を聞くと、施設園芸ということですね。

事務局 施設園芸に限定はされないです。ただし、想定されるのはそういったケースが多かろうということとして、法の条文的には草花等の栽培で集約的に行われるものとなっているので、簡単に言うと、まとまってやることによって集約性が高いものという判断を農業委員会がすればその条文を適用できると。ただ、できるのはおおむね施設園芸のイチゴなどの栽培かなと想定しています。

齊藤（道）推進委員 新規の人がいきなり大規模にやるのは大変なんです。多少少ない規模であっても採算がとれるというのは、そういうあれを考えれば農業をやっていこうとなると、よっぽど規模を大きくやらないと。いきなり新規の人が大規模に始めたら、それで申請、草花、イチゴ、そういうハウス関係でのことですか。

事務局 内容としてはどこまで解釈するかという話なんですけど、想定すればイチゴ関係。ただ、新規就農は補助金のほうがありまして、実際のところは少ない面積で新規就農をするということをなかなか想定しがたい面はあります。一定の面積がなければ、新規就農者として扱われて補助金をもらうというの

を満たさないので、仮にこの運用をしたとしても、実際に農業委員会が柔軟に運用するケースが少なからずと思っています。農業事務所に新規就農の相談に行くわけですが、何年後、つまり5年後に2,000時間、所得2,500,000円というのに達するためには、県で、この作物であればこの分、面積をやっていなければその収入は出ないでしょうとよく言われます。ということは、面積要件は法定されていませんけれども、実際県では5年後、所得2,500,000円を達成するためにはあなたはこの作物をやるんだったらこの面積がなければ出ないでしょうとよく言われます。ということは、5反歩をはるかに超える面積が要求されます。となれば、新規就農は大体お金がないケースが多いので、補助金をもらいつつやりたいと考える方が大多数です。となると、県の農業事務所によれば、5反歩なんかでは足りないんです。例えば水稲なんかをやる場合には何町歩と言われますので、5反歩どころではないと。そうなってくると、今回の話の主眼としては、小さい面積であっても生計が成り立つということで山武市で見ると、イチゴ栽培くらいじゃないかなということでもあります。説明は以上です。

議長

よろしいでしょうか。佐瀬さん。

佐瀬推進委員

下限面積が毎年審議できるということなんですけれども、平成28年9月20日のこの委員会で下限面積の変更は行わないということを決めたわけですが、そのときの理由が、管内の耕作放棄地率は低く利用集積が進んでいるし、新規参入者の障害とはならないと考えられるということで決めたわけですが、2年がたってどのような変化が起きてこういうことになったのか、例えば耕作放棄地が増えたとか、今言われたような狭いところでやろうという要望の方が何人もいるとか、そういうことで出てきたんですか。その辺、ちょっと聞きたいんです。

事務局

実際に新規就農をする方から面積要件について要望もありましたし、首長、市長のほうから要望もあって、今回この運用をとりたいという話があって、今回諮らせていただい

るというのはあります。劇的に状況が変わっているということはないと思いますけれども、そういった要望と市長のほうからの強い要望というのがありましたので、運用を変えたいという点で諮っているという次第です。

議長 よろしいですか。空き家対策等、それも絡めて市長からの要望もありましたので、この条文を出させていただきました。ほかに何かございませんか。

(異議なし)

議長 なければ、採決をとりたいと思います。よろしいですか。議案第8号について、原案のとおり別段の面積を決定することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第8号については原案のとおり決定いたします。

◎議案第9号

議長 日程第12、議案第9号、農業委員会選出役職員についてを議題とします。事務局から議案の説明を求めます。

事務局長 それでは、私のほうから説明させていただきます。総会資料の83ページをご覧いただきたいと存じます。役職員の一覧表(案)でございます。

過日、山武市長のほうから、山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議委員の任期満了に伴う委員の推薦についての依頼がございました。この委員につきましては、現在、鈴木和子委員をお願いしているところでございますが、12月24日で2年の任期を迎えるということでございます。任期満了に伴う改選となります。

この戦略会議の事務局である企画政策課のほうからの要望といたしましては、女性委員の中からお願いしたいということでございましたので、私どものほうで実は三橋委員のほうにご相談申し上げたところ、承諾していただきましたので、

三橋委員にぜひお願いしたいということで考えております。
説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。
三橋敏子委員にお願いすることとしてよろしいですか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。議案第9号、農業委員会選出
役職員についてを採決します。

山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議委員を三橋敏子委
員にお願いすることにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第9号、農業委員会選出役職員につい
ての山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議委員は三橋敏子
委員にお願いすることに決定しました。拍手でお願いいたし
ます。

◎閉 会

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。
その他の件について、皆様から何かご意見、ご質問等ござ
いますか。
なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は、新年1月7日月曜日、本庁舎3階、大会議
室を予定していますので、ご参集のほどよろしくお願いま
す。

